

雇用保険法施行規則等の一部を改正
する省令案要綱（年度当初施行分）



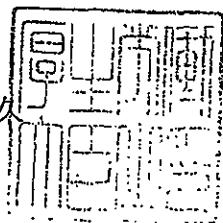
厚生労働省発職 0322 第1号

平成 25 年 3 月 22 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会
の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）【年度当初施行分】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用調整助成金制度の改正

(一) 雇用調整助成金について、次のように改正するものとする」と。

イ 雇用調整助成金について、休業等に係る助成率を「三分の一」から「二分の一」（中小企業事業主は「四分の三」から「三分の二」）に引き下げるものとする」と。

ロ 雇用調整助成金について、雇用する労働者を解雇しなかつた場合の上乗せ分を廃止するものとする」と。

ハ 雇用調整助成金について、身体障害者、知的障害者又は精神障害者に対する上乗せ措置を廃止するものとする」と。

(二) 中小企業緊急雇用安定助成金を廃止するものとする」と。

一 定年引上げ等奨励金制度の改正

(一) 中小企業定年引上げ等奨励金を廃止するものとする」と。

(二) 高年齢者職域拡大等助成金を廃止するものとすること。

三 受給資格者創業支援助成金制度の改正

(一) 受給資格者創業支援助成金を廃止するものとすること。

四 試行雇用奨励金制度の改正

(一) 実習型試行雇用奨励金を廃止するものとすること。

(二) 正規雇用奨励金を廃止するものとすること。

五 兩立支援助成金制度の改正

中小企業兩立支援助成金について、次のように改正するものとすること。

(一) 中小企業子育て支援助成金を廃止するものとすること。

(二) 雇用する被保険者が六箇月以上の育児休業をし、育児休業後に原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した事業主に対する助成金を廃止するものとすること。

六 人材確保等支援助成金制度の改正

(一) 中小企業基盤人材確保助成金を廃止するものとすること。

(二) 中小企業人材確保推進事業助成金を廃止するものとすること。

(三) 派遣労働者雇用安定化特別奨励金を廃止するものとすること。

七 均衡待遇・正社員化推進奨励金制度の改正

(一) 均衡待遇・正社員化推進奨励金を廃止するものとすること。

八 障害者雇用促進助成金制度の改正

(一) 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金を廃止するものとすること。

(二) 障害者初回雇用奨励金について、次のように改正するものとすること。

イ 常時雇用する障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働者の数を「五十六人以上三百人以下」から「五十人以上三百人以下」に改めるものとすること。

ロ 当該雇い入れにより法定雇用率達成となる事業主に限り助成金を支給するものとすること。

ハ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を初めて雇入れた事業主に対する支給額を「百万元」から「百二十万円」に引き上げるものとすること。

(二) 特例子会社等設立促進助成金を廃止するものとすること。

第二 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

均衡待遇・正社員化推進奨励金を廃止するものとすること。

第三 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正

均衡待遇・正社員化推進奨励金を廃止するものとすること。

第四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

建設教育訓練助成金の通信教育に係る経費助成、建設広域教育訓練に係る受講援助部分を廃止するものとすること。

第五 その他

- 一 この省令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。[レム]
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。